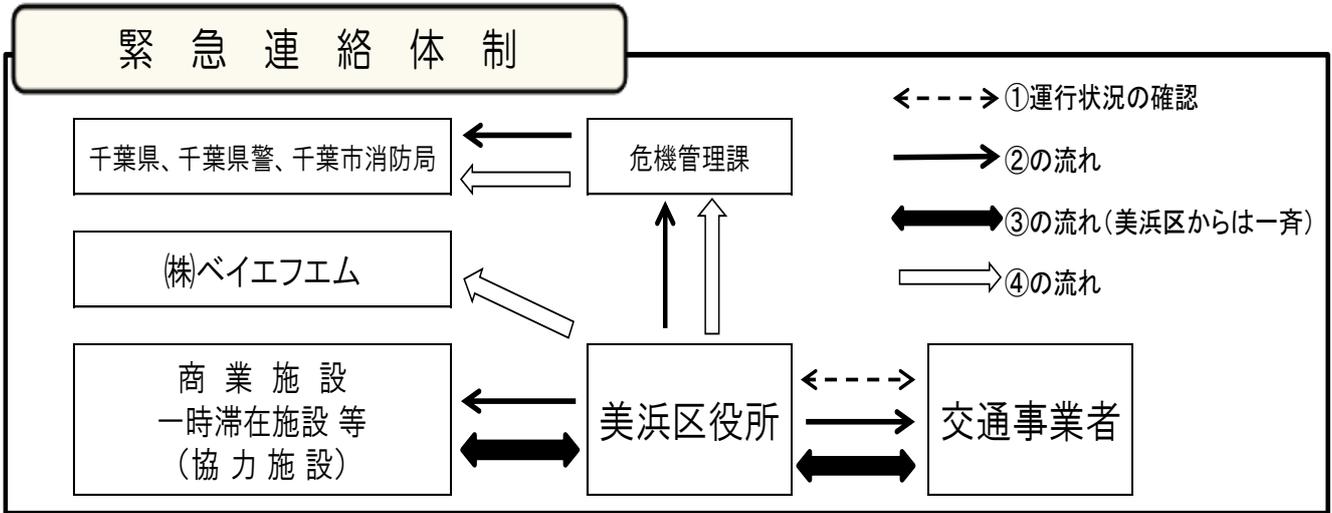


海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会の緊急連絡体制



【千葉市内に震度5弱以上の地震が発生した場合】

① 交通事業者は美浜区役所と連絡を取りあい、運行状況の確認・報告を行う。

電話、メールが使用できない場合は、地域防災無線を使用する。

※「緊急連絡先」を参照すること。

※美浜区役所が対応できない場合は、危機管理課又は危機管理課が指定した者が代理を務める。

運行状況の確認事項

- ・ 運行停止区間
- ・ 復旧見込み
- ・ その他の状況等

② 緊急連絡体制をとることを通知する。

(ア) 美浜区役所は、交通事業者、商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設、危機管理課に公共交通機関の状況をメール等により連絡する。

連絡文例

本日〇時〇分の地震により、市内交通機関が運行を停止(予定)しており、帰宅困難者の発生が予想されますので、海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会各会員は緊急連絡体制をとるよう、お願いします。これからの連絡は、原則、メールで行います。

(イ) 危機管理課は、美浜区役所から緊急連絡体制をとる旨、連絡があったことを千葉県、千葉県警、千葉市消防局へ連絡する。

③ メールで状況確認を行う。

(ア) 美浜区役所は、交通事業者、商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設に対し、状況報告を求めるメールを一斉送信

連絡文例

海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会の各会員は、〇時〇分までに、次の項目にご記入いただき、状況を報告してください。

■交通事業者

○運行状況について

- ・運行停止区間
- ・復旧見込み
- ・その他の状況等

○駅前滞留者について

- ・海浜幕張駅 滞留者人数 ○〇名
- ・他駅状況等

■交通事業者、商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設

○帰宅困難者受入について

- ・受入の可否
- ・公表の可否
- ・受入可能人数
- ・受入済人数
- ・その他報告事項

今後、状況が変わった際（特に受入ができなくなった場合）は、速やかにご報告ください。

(イ) 交通事業者、商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設は、メールに記載の項目に記入し、美浜区役所にメールを返信する。

○交通事業者は、運行状況・駅前滞留者等を報告する。

○商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設は、帰宅困難者の受入人数等を報告する。

(ウ) 美浜区役所は、各事業者から報告された状況をまとめ、「対応状況票(掲示用)」を作成し、交通事業者、商業施設・宿泊施設・一時滞在施設等の協力施設へ一斉送信する。

連絡文例

〇時〇分現在の状況を、別添「対応状況票(掲示用)」を作成しましたので、各会員は、掲示等により帰宅困難者へ周知していただくようお願いします。

